上田市立 長小学校いじめ防止基本方針・マニュアル

1 いじめ防止の基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「上田市立長小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1)「いじめを絶対に許さない」学校、学級をつくる。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子どもたち同士、子どもたちと教職員、教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等の対策の為の組織

校務分掌に「いじめ不登校防止委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、特別支援教育 コーディネーター(発達障害児等を担当する)、特別支援教育係、養護教諭、生徒指導係とする。必要に 応じ、心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めていく。

- ※年1回は、委員会に CS 運営委員の出席を求め、アドバイスをいただく。その際、学校の実情に即して、「いじめ防止基本方針」が機能しているか評価していただく。
- ※人権・同和教育係、特別支援教育係、生徒指導係、との連絡・連携を密にする。
- ※他の委員会同様、委員会がきちんと機能しているか点検・見直しを行う。

3 具体的ないじめ防止の方策

- (1) いじめ防止の為の日常的な取り組み
 - ① 子どもたち一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
 - ② わかる・できる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
 - ③ 思いやりの心や命を大切にする心(みんなかけがえのない存在であることを理解)を道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間などの指導を通して育む。なかよし月間(11月)には、全児童と相談の機会を持つとともに、人権同和教育の授業をする。家庭でも話題にしていただく。
 - ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようにあらゆる機会の中で 指導する。
 - ⑤ 「見てみないふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生 方や友だち、お家の方々に知らせたり(知らせることは悪いことではない)、やめさせたりす ることの大切さを指導する。(傍観者的立場ではなく)
 - ⑥ 情報教育(総合的な学習の時間)では、SNSの正しい使い方など"情報モラル"を学ぶとともに、ネット上のトラブルに巻き込まれないよう学習を積み重ねていく。
 - ⑦ 3学年ではウサギを育てる経験をするので、その経験を共有して、動物の話や命の大切さに触

れる学習をする。

- ⑧ 職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記やつむぐ、 保護者からの連絡帳をていねいに読む。
- ⑨ 児童会による「長小まつり」、交流給食などの活動、放送委員会による誕生日紹介放送、各学級 と福祉施設との交流など、子どもたちの考え、計画した活動を大切にあつかう。
- ⑩ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTA などの会合、学校だよりやホームページなどを通して伝える。
- ① 年4回のなかよしアンケート(いじめも含めて)を実施し、児童の様子を把握する。
- ② 全校でQ U調査を実施し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にみて、必要な 児童への支援を行う。Q - U調査分析の研修(隔年)を実施する。

(2) 早期発見・早期対応の為の方策

- ① 職員会議の最初に、生徒指導・児童理解の時間を設け、各担任、専科、養護教諭、事務職員等、 全職員からの報告を基に、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員 の気づきがあったりした場合は、職員連絡会(必要な時は臨時で)で情報を共有し、全職員で注 視する。
- ② 少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に声がけをする。教職員間の連絡も連々かに行う。
- ③ 日記やつむぐ「なかよしアンケート」、教育相談、Q-U検査の結果等を活用し、子どもたちの 人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ取り、ともに解決していこうとする姿勢を示 す。

(3) 相談体制

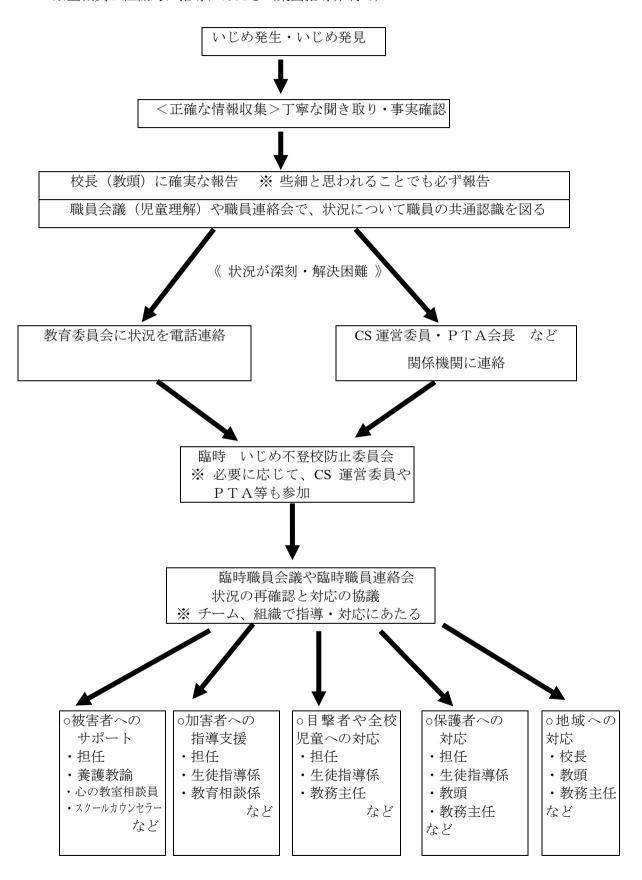
- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談する ことの大切さを子どもたちに伝えていく。
- ② 6・11 月に相談週間・なかよし月間(11月)にも担任がクラスの全児童と相談する機会をとる。
- ③ 担任は、子どもたちの訴えやつぶやきを聞き逃さないようにする。また、子どもたちの日記やつむぐ、保護者からの連絡帳をていねいに読み、児童や保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。
- ④ 全職員、"元気のない子ども""いつもと様子が違う子ども""職員会議で配慮の必要な子どもに 名前があがっている子ども"に、積極的に声をかけていく。
- ⑤ いじめに関する相談を受けた職員は、速やかに校長・教頭に報告するとともに、委員会を通して全職員で情報を共有する。

(4) 校内研修

- ① 真田中・菅平中ブロック前期人権同和教育研修(7月)では、真田地区の全職員とともに人権感覚を養うための研修を深める。(インターネット、メディアに関する研修もする)
- ② Q-U検査の分析研修(隔年)をする。分析方法を学び、学級の状態をつかむ一助とするとともに、いじめが心配される児童を把握する。講師は、鈴木増蔵先生をお願いする。
- ③ 講演会
 - 講演会では、職員の人権感覚を養うための講演内容とする。講演の内容によっては児童・保護 者の参加も検討する。
- ④ 真田中・菅平中ブロック後期人権同和教育研修では、参観させていただく学級を通して、自分の学級・学校を振り返る。人権感覚を高める授業、学級経営について学ぶ。

4 いじめが見つかった時の対応(長小学校いじめ対応マニュアル)

※全職員が組織的に指導にあたる(集団指導体制で)



5 重大事態への対処

- (1) いじめが原因で、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間 学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者から、いじめられ て重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会 に報告する
- (2) "上田市教育委員会の設置する組織"の指導の下に"長小学校の「生徒・適応指導委員会」"を設置し、調査と報告、対応に当たる。
- ※"上田市教育委員会の設置する組織"の指導の下、「長小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって迅速 に対処する。
- 6 いじめを早期発見するための取り組み (職員が日々努めて気づこうとする姿勢の上で)

学期	内 容	
	学級懇談会	
1	なかよしアンケート①	
	相談週間	子
	Q-U調査①	کت
	教育相談①	£
	保護者懇談会	と
	学級懇談会	白
2	なかよしアンケート②	き
	Q-U研修(隔年で実施)	合
	なかよしアンケート③	う
	なかよし月間(11月)	時
	教育相談②	間
	保護者懇談会(希望者)	
	学級懇談会	
3	なかよしアンケート④	